

1. 別紙1 第一類医薬品の変更

次のものを追加する。

告示名	別名等
ジクロルボス。ただし、プラスチック板に吸着させた殺虫剤(ジクロルボス5%以下を含有するものを除く。)に限る。	
トラネキサム酸。ただし、しみ(肝斑に限る。)改善薬に限る。	
ニコチン。ただし、貼付剤に限る。	
ミコナゾール。ただし、膿剤に限る。	ミコナゾール硝酸塩

2. 別紙2 第二類医薬品の変更

- (1) 中「(毒薬又は劇薬を除く。)」を「(第一類医薬品及び毒薬又は劇薬を除く。)」に変更する。
- (5) のうち「○無機薬品及び有機薬品」について、次のものを追加する。

告示名	別名等
フラボキサート	フラボキサート塩酸塩

- (5) のうち「○無機薬品及び有機薬品」について、次のとおり変更する。

変更後	変更前
ニコチン。ただし、貼付剤を除く。	ニコチン
ミコナゾール。ただし、膿剤を除く。	ミコナゾール

- (6) のうち「○無機薬品及び有機薬品」について、フラボキサートを追加する。

- (6) のうち「○無機薬品及び有機薬品」について、「ニコチン」を「ニコチン。ただし、貼付剤を除く。」に変更する。

3. 別紙3 第三類医薬品の変更

- 「○無機薬品及び有機薬品」について、「トラネキサム酸」を「トラネキサム酸。ただし、しみ(肝斑に限る。)改善薬を除く。」に変更する。

(参考) 改正される成分とその改正概要

改正される成分	改正の概要
ジクロルボス。ただし、プラスチック板に吸着させた殺虫剤（ジクロルボス5%以下を含有するものを除く。）に限る。	薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第87号）が平成24年5月31日に公布及び施行され、劇薬の指定が解除されたが、引き続き第一類医薬品とするもの
トラネキサム酸。ただし、しみ（肝斑に限る。）改善薬に限る。	薬事法施行規則第159条の2の表第2号に規定する期間終了後も引き続き第一類医薬品とするもの
ニコチン。ただし、貼付剤に限る。	薬事法施行規則第159条の2の表第2号に規定する期間終了後も引き続き第一類医薬品とするもの
ミコナゾール。ただし、膿剤に限る。	薬事法施行規則第159条の2の表第2号に規定する期間終了後も引き続き第一類医薬品とするもの
フラボキサート	薬事法施行規則第159条の2の表第2号に規定する期間終了後、指定第二類医薬品とするもの